

農地所有者・耕作者の皆様へ



農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地バンク経由になりました。

☆農地の貸し借り契約は農地バンク（農業振興公社）に一本化されました。（注1）

令和5年4月1日農業経営基盤強化促進法改正に伴うものです。



(注1)ただし、農地法第3条に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地バンク活用には各種メリットがあります



農地所有者のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 所有全農地を新たにまとめて農地バンクに10年以上の期間で貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減される、等

耕作者のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる、等

※契約期間中、毎年農地所有者・耕作者には、賃借料の1%

(下限800円、上限8,000円)の手数料がかかります。

※賃借料は、原則金納のみとなります。



農地の貸し借りは
農地バンクへ

お問い合わせ先

福島県農業振興公社（農地バンク） Tel: 024-521-9843
新地町産業振興課農林水産係 Tel: 0244-62-2194
新地町農業委員会事務局 Tel: 0244-62-2195

※農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



農地バンク よくあるご質問

Q. 農地バンク事業（農地中間管理事業）の目的はなんですか？

A. 農地バンクが出し手（農地所有者）と受け手（農業経営者）の間に入り、農地の貸借を通じて、農地利用の再配分を行うこと等により、「農業経営の規模拡大」、「利用する農地の集団化」、「農業への参入促進その他の農地利用の効率化及び高度化の促進」を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的としています。

Q. 相対の契約と農地バンクの契約との違いは何ですか？

A. 相対の契約とは、出し手と受け手が直接交渉して賃料や期間を決める契約を言います。農地バンクの契約は出し手と受け手の間に入り、農地の借り受け及び貸し付けを行い、農地の集積・集約化を行う事業です。

その際に賃料が伴う契約の場合には、農地バンク（農地中間管理機構）が責任を持って受け手から賃料を受け取り、出し手にお支払いします。また、耕作者が多くの方から農地を借りている場合は契約や支払いが一本化されるため、事務の簡素化が図られます。

Q. 必ず農地バンクを活用しなければならないのですか？

A. 地域計画策定後の農地の貸し借りは、農地法第3条による契約と農地バンクによる契約の2種類となります。

どちらを選択してもかまいませんが、国は農業経営基盤強化促進法及び関連法の一部改正を行い、農地の貸し借りを原則として農地バンク経由としています。

Q. 誰でも農地バンクに農地を貸せますか。また、どんな農地でも農地バンクは借り受けるのですか？

A. 農地所有者が共有や相続未登記の場合でも、全持分の1/2を超える者の同意があれば大丈夫です。

また、遊休農地であっても耕作する者が目標地図に位置付けられた場合は借り受け可能ですが、再生不能と判断されている遊休農地や農地として利用することが著しく困難な農地などについては、農地バンクは借り受けません。

Q. 農地バンクに農地を貸したいが貸し付け期間は何年でもいいのですか？

A. 農地バンクへの貸し付け期間は、原則として10年以上です。また、最低でも5年以上の貸し付けが必要です。

Q. 農地の貸し付けは、どのようにして決定されるのですか？

A. 地域計画の目標地図に位置付けられた者（認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者など）が原則借受者となっています。

ただし、農地法第3条による貸し借りについては、目標地図に記載がなくても農地の貸し借りが可能です。

Q. 農地の賃貸料(賃料)は、どうやって決まりますか。また、金納だけですか、物納(米)とすることはできないのですか？

A. 賃借料の金額に決まりはありませんので、双方で協議の上、設定してください。契約時は金納のみの取り扱いですが、物納が希望であれば契約後に金納の支払いを停止し、物納に変更することは可能です。

なお、物納に変更した場合でも手数料は発生します。